

周南地域公害防止計画

1 計画策定の経緯

周南地域では、昭和49年度の第1次公害防止計画の策定以降、6次（30年間）にわたり計画を継続し、平成16年度には第7次計画を策定し公害の防止に関する諸施策を推進してきた。この間、大気汚染や水質汚濁について改善がみられるものの、騒音などの自動車交通公害、海域における水質汚濁など、なお改善を要する課題が依然として存続していることから、引き続き諸施策を講じることとし、今回、第7次計画の期間延長に係る変更を行った。

2 現況（平成19年度）

(1) 大気汚染（次の項目、測定局で環境基準を達成していない。）

浮遊粒子状物質：辻交差点自動車排出ガス測定局

光化学オキシダント：下松市役所、周南市役所、新南陽公民館、防府市役所

(2) 水質汚濁（次の項目、地点で環境基準を達成していない。）

河川：末武川(COD)

湖沼：高瀬湖(砒素、COD)、菊川湖(COD、窒素、りん)、菅野湖(りん)、米泉湖(りん)

海域(COD)：防府・三田尻湾海域(COD)、笠戸湾・光海域(COD)、徳山湾海域(COD)、中関・大海海域(COD)

地下水(テトラヒドロリン等)：下松市(大海)、周南市(古市)、防府市(田島、三田尻)

(3) 騒音

自動車騒音（次の路線で環境基準を達成していない区間がある。）

A) 一般国道

- ・国道2号（周南市：呼坂、桜木）

B) その他

- ・県道（粕島櫛ヶ浜停車場線）

新幹線鉄道騒音（次の地点で環境基準を達成していない。）

下松市（東陽）、周南市（夜市）

3 公害防止計画の変更の概要

(1) 対象地域

周南市、防府市、下松市

(2) 計画期間

平成16年度～平成22年度

（計画期間を2年延長し、7カ年計画に変更）

(3) 課題

主要課題

- ・自動車交通公害
- ・三田尻湾・防府海域等の水質汚濁

その他の課題

- ・ 湖沼の水質汚濁
- ・ 地下水汚染
- ・ 新幹線鉄道騒音

(4) 施策

自動車交通公害対策

主要幹線道路沿道における大気汚染及び騒音対策として、交通情報提供装置の整備、信号機の高度化、道路の拡幅や交差点の改良等による交通流円滑化対策を実施するとともに、整備不良車両、過積載車両、速度超過等に対する取締の強化などの発生源対策や沿道環境対策等を総合的に推進する。

(主な施策)

交通情報提供装置(25箇所)、信号機の高度化(19箇所)、
バイパス等の整備(4路線)、交差点の改良(1箇所)

三田尻湾・防府海域等の水質汚濁対策

水質汚濁の主な原因である産業系排水対策として、工場・事業場に対する排水規制やCOD、窒素及びりんに係る総量削減計画に基づく総量規制の徹底を指導するとともに、下水道や農業集落排水処理施設の整備、浄化槽の整備促進等の生活排水対策を総合的に推進する。

(主な施策)

排水規制の監視、総量規制基準の遵守状況の監視、下水道の整備、
農業集落排水処理施設の整備(2地区、1,490人)、
浄化槽の整備(2,553基)

その他の対策

- ・ 地下水質監視調査や有害物質使用事業場に対する監視・指導等
- ・ 新幹線鉄道におけるレール削正等の発生源対策や沿線土地利用対策等

4 その他

(1) 公害防止計画策定地域において、下水道等の公害防止対策事業を実施する場合には、財政上の優遇措置がある。

(2) 公害防止計画策定地域

全国：31地域

山口県：2地域：下関・宇部地域(昭和50年度～平成22年度)

周南地域(昭和49年度～平成22年度)